

秋田県農業農村整備工事積算基準書等取扱要領

(平成23年9月28日整-1384)

(目的)

第1条 この要領は、秋田県が発注する農業農村整備工事の予定価格を定めるために使用する農業農村整備工事積算基準書等（以下、「基準書」という。）を公表するにあたり、公表の範囲及び方法等について、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要領において「施工単価条件表（標準）」とは、工事（又は業務委託）の施工単価を算出するため、農林水産省で工種ごとに定めた選定項目、選定条件及び施工単価構成内訳等をいう。

2 この要領において「施工単価条件表（独自）」とは、工事（又は業務委託）の施工単価を算出するため、秋田県で工種ごとに定めた選定項目、選定条件及び施工単価構成内訳等をいう。

(公表の範囲)

第3条 公表の対象とする基準書は、秋田県農林水産部が定めた以下に掲げる図書とする。

- 一 農業農村整備工事標準積算基準書（秋田県農林水産部）
（「施工単価条件表（標準）」と「施工単価条件表（独自）」により構成）
- 二 農業農村整備業務標準積算基準書（秋田県農林水産部）
（「施工単価条件表（標準）」と「施工単価条件表（独自）」により構成）
- 三 概略単価表（秋田県農林水産部）
- 四 農業農村整備事業設計積算要領（一般土木）（秋田県農林水産部）

2 前項第一号及び第二号に掲げる図書において、公表の範囲は「施工単価条件表（独自）」に限定する。なお、「施工単価条件表（標準）」については、一般社団法人農業農村整備情報総合センターとの積算システム使用許諾契約に基づき、開示することができない。

(公表の方法)

第4条 基準書の公表は、別表1及び別表2に掲げる課所等において、閲覧又は貸出（以下、「閲覧等」という。）により行うものとする。

2 閲覧等を行う部数は、別表1及び別表2に掲げるとおりとする。

3 閲覧等を受けようとする者は、別紙1に掲げる農業農村整備工事積算基準書等閲覧（貸出）申請書に住所、氏名等を記入するものとする。

ただし、別表1に掲げる課所等においては、別に定める手続きによるものとする。

4 貸出を受けた者は自己の責任において適正に管理するものとし、むやみに第三者への又貸しや複写の提供を行ってはならないものとする。

5 閲覧等は、秋田県の休日を定める条例（平成元年秋田県条例第29号）第1条第1

号に掲げる日を除く日とし、午前9時から午後5時までとする。

6 貸出した基準書の返却は、貸出日のうちとする。

(更新の時期)

第5条 基準書の更新は第3条第1項第三号を除き、原則として毎年10月の年1回とする。ただし、これ以外に改定を行った場合は、公表するものとする。

(その他)

第6条 この要領に定めのない事項については、別に定める。

附 則（平成23年 9月28日整－1384）

この要領は、平成23年10月 1日から施行する。

附 則（平成26年 1月27日整－1778 一部改正）

この要領は、平成26年 2月 1日から施行する。

附 則（平成31年 2月 7日整－2009 一部改正）

この要領は、平成31年 2月12日から施行する。

附 則（令和 元年 9月30日整－1330 一部改正）

この要領は、令和 元年10月 1日から施行する。

別表 1（第 3 条関係）

閲覧又は貸出を行う課所等	閲覧又は貸出を行う部数
総務部広報広聴課	3 部

別表 2（第 3 条関係）

閲覧又は貸出を行う課所等	閲覧又は貸出を行う部数
各地域振興局	1 部

農業農村整備工事積算基準書等 閲覧（貸出）申請書

下記の農業農村整備工事積算基準書等の閲覧（貸出）を申請します。

閲覧（貸出）年月日 令和 年 月 日

閲覧（貸出）申請者 氏 名： _____

勤務先： _____

住 所： _____

連絡先： _____

閲覧（貸出）を希望する基準書等の記入欄に○を記入してください。

基準書等	記入欄
農業農村整備工事標準積算基準書（秋田県農林水産部） （「施工単価条件表（独自）」に関するもの）	
農業農村整備業務標準積算基準書（秋田県農林水産部） （「施工単価条件表（独自）」に関するもの）	
概略単価表（秋田県農林水産部）	
農業農村整備事業設計積算要領（一般土木）（秋田県農林水産部）	

（注意事項）

- 1) 貸出した基準書等の返却日は、当日となっております。